

中小企業の事業主のみなさまへ

就労・奨学金返済一体型支援事業に係る規程等について

当事業の補助を受けるためには、支援対象者となる従業員に対する奨学金返済負担軽減支援制度について社内規程を作成していただくか、既存の「就業規則」または「賃金規程」に支援制度に係る手当等の条項を追加していただくことが必要です。

規定には、支援対象となる従業員の範囲、支援の対象となる奨学金制度の範囲、支給の仕方（毎月支給等）、支給開始の時期・支給停止の時期、金額等を記載していただく必要があります。

つきましては、支援制度の「社内規程」又は「就業規則」について、次のとおり例示いたしますので、御活用ください。

なお、京都府では中小企業の就労環境改善に向けた取組を支援するため、社会保険労務士によるアドバイザー派遣（2回まで無料）を行っており、助成制度（就業規則の作成等）も設けております。御活用ください。（裏面参照）

1 「社内規程」を設ける場合

【参考例】支援制度規程

奨学金返済負担軽減支援制度規程

株式会社 ○○○○

（目的）

第1条 この規程は、奨学金返済負担軽減支援制度について定めたものである。

（奨学金返済支援制度）

第2条 奨学金返済負担軽減支援制度（以下「支援制度」という。）とは、自身の奨学金を現に返済している社員に対して、会社が返済額の一部を補助するために、毎月の給与で手当として支給する制度のことをいう。

（支援制度の対象者）

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- （1）就業規則第○条に定める正社員であること。
- （2）大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）、高等学校の卒業者（中退者も含む。）で、現に奨学金を返済している者であること。
- （3）就職後、○年以内の者であること。
- （4）第4条の書類を提出した者であること。

（書類の提出）

第4条 支援制度の適用を受けようとする社員は、次の書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。

- （1）奨学金等の借入総額及び返済計画がわかる書類
 - （2）入社した月において、奨学金等の借入残高がわかる書類
- 2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金等を返済していることを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 支援対象者は、返済計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

（奨学金）

第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。

- （1）日本学生支援機構の奨学金
- （2）・・・

(〇〇手当)

第6条 奨学金返済額の一部補助を、「〇〇手当」として毎月の給与で支給する。

2 〇〇手当は、月額〇〇, 〇〇〇円とする。

3 欠勤、休業、休職中などの勤務していない日、期間についても全額支給する。

(支給期間等)

第7条 〇〇手当は、入社した月から、入社した月を1箇月目とし、〇〇箇月目となる月まで支給する。

2 奨学金返済が終了した場合は、最終返済月まで支給する。

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、事前に社員に対して通知する。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、 年 月 日 より施行する。

※事業所の支援制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定していただいておりますが、府の補助金の支給の「支援対象者」には一定の要件があります。
※次の2のとおり、「就業規則」に規定を設けた上で、詳細について「社内規程」で定めることも可能です。

2 「就業規則」「賃金規程」において定める場合

【参考例】就業規則に追加する手当等条項

(奨学金返済負担軽減支援制度手当)

第〇〇条 奨学金負担軽減制度手当は、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校、高等学校卒業生であって、奨学金返済中の者に対し、支給する。

月額 〇〇, 〇〇〇円

なお、対象となる奨学金等、詳細については別に定める。

- ※ 事業所の支援制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定いただいておりますが、府の事業所への補助金の支給には、一定の要件があります。
- ※ 労働基準法第89条の規定により、常時10人以上の労働者を使用している事業場では「就業規則」を作成し、同法第90条の規定により、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。就業規則を変更した場合も同様に届け出る必要があります。

【参考】「就業規則」については、厚生労働省ホームページに「モデル就業規則」が掲載されています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/model/

【問い合わせ先】

就労環境改善にかかるアドバイザー派遣に係る問い合わせ 〔就労環境改善サポート事業〕	京都府社会保険労務士会 TEL : 075-417-1881 FAX : 075-417-1880
就労・奨学金返済一体型支援事業補助金申請に係る問い合わせ	京都府中小企業団体中央会 TEL : 075-314-7132 FAX : 075-314-7130